

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	大津波から逃げる
施策	津波からの避難対策
時間軸	地震発生時
内容	<p>高知県では、早いところでは地震発生後 3分程度で津波が到達することから、自主的な避難対策を推進する。</p> <p>参照 高知県地域防災計画震災対策編の 101～ 103ページ</p> <p>地域における津波避難対策</p> <p>避難路、避難場所の指定</p> <p>時間的に津波からの避難が難しい地域における高台の整備や津波避難ビル等の指定</p> <p>津波避難場所のサインの設置</p> <p>津波避難訓練の実施</p> <p>事業所における津波避難対策</p> <p>津波からの円滑な避難の確保に関する対策計画を策定、推進</p>
実施主体、県の役割等	<p>(地域)自らの地域の危険性を知り、地域ごとに津波ハザードマップや津波避難計画を策定する。避難経路や避難高台を定め、整備する。</p> <p>(市町村)地域ごとの津波避難計画を踏まえて市町村全体における津波避難計画を策定する。避難場所、避難路、津波避難ビルを指定し、整備する。地域における津波避難対策を支援する。</p> <p>(県)市町村や事業所が行う津波避難対策を支援する。</p> <p>(事業所)対策計画の策定が義務づけられる事業所では、防災訓練を実施する。</p>
法体系	<p>「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波浸水区域の事業者などに対して、津波からお客様や従業員等を守るための東南海・南海地震防災対策計画の策定が義務づけられている。地域における津波避難対策については、法律上の規定はない。</p>
取り組み状況	<p>津波避難計画の策定率は、平成18年 4月 1日 12.3%</p> <p>津波避難ビルの指定は、平成18年 4月 1日で、5市町、66施設</p> <p>津波避難場所等の標識・看板を設置 (H16末 :771) 地盤標高や避難経路などのサインを設置</p> <p>津波避難計画や津波ハザードマップ作成の基礎資料として、津波浸水予測図を作成し公表 (平成17年 6月)</p> <p>-モデル事業所における津波避難訓練の実施 (平成17年度)</p>
課題	<p>津波の避難意識が高くすることで、死者を半分程度に減らすことができると言われているが、県民の津波に関する避難意識は、高くない。(別紙 :4県共同地震・津波県民意識調査結果)</p> <p>津波からの死者を減らすためには、各地域で、津波避難計画に基づき、実践的な訓練を行うことが必要。</p> <p>津波避難ビルの指定にあたっては、ビルの所有者の同意を得ることが必要であり、時間を要する。</p> <p>対策計画の策定を義務づけられている事業所では、防災訓練を年 1回以上実施するよう求められているが、その多くは実施されていない。</p>
その他	<p>県が掲げる目標</p> <p>平成20年度末までにすべての沿岸市町村で津波避難計画の策定を終了する。</p> <p>平成26年度末までにすべての津波避難困難地において、津波避難ビルを指定する。</p> <p>対策計画を作成する事業所で、少なくとも年 1回以上津波避難訓練を実施する。</p>